

24 高教福第 4 号
平成 24 年 4 月 6 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用等の改正について（通知）

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）」（平成 6 年 12 月 21 日付け 6 高人委第 281 号高知県人事委員会委員長通知）の一部が改正され、下記のとおり、関係通知の一部を改正しましたのでお知らせします。

記

- 1 人事委員会委員長通知改正内容
別紙「新旧対照表」のとおり
- 2 施行日
平成 24 年 4 月 1 日
- 3 関係通知の一部改正
「ボランティア休暇について」（平成 8 年 12 月 27 日付け 8 教義第 1085 号、8 教高第 1138 号教育長通知）

<主な改正点>

別表を改める。

新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知） （抜粋） 第7 特別休暇関係 1～4 略 5 社会に貢献する活動 (1)～(3) 略 (4) 「人事委員会が定めるもの」とは、 次に掲げる施設とする。 ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（ウ及びキに掲げる施設を除く。）、同条第26項に規定する地域活動支援センター並びに同条第27項に規定する福祉ホーム イ 略 ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設及び情緒障害児短期治療施設 エ・オ 略 カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設 キ・ク 略	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知） （抜粋） 第7 特別休暇関係 1～4 略 5 社会に貢献する活動 (1)～(3) 略 (4) 「人事委員会が定めるもの」とは、 次に掲げる施設とする。 ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（エ及びクに掲げる施設を除く。）、同条第22項に規定する地域活動支援センター並びに同条第23項に規定する福祉ホーム イ 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設 ウ 略 エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設及び情緒障害児短期治療施設 オ・カ 略 キ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設 ク・ケ 略

ケ アからクまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設である と任命権者が認めるもの (5)～(8) 略 6～9 略	コ アからケまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設である と任命権者が認めるもの (5)～(8) 略 6～9 略
---	---



6 高 人 委 第 281 号
平成 6 年 12 月 21 日

高 知 県 教 育 長 様

高知県人事委員会委員長

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 46 号）（以下「条例」という。）及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）（以下「規則」という。）の運用について下記のとおり定めたので、平成 6 年 12 月 21 日以降は、これによってください。

記

第 1 特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準関係

- 1 任命権者は、条例第 5 条第 1 項の規定による週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、割振り単位期間ができる限り多く連続するように一括して行うものとする。
- 2 条例第 5 条第 2 項ただし書の規定による人事委員会との協議は、次の事項を記載した文書により、事前に相当の期間をおいて行うものとする。
 - (1) 協議の対象となる職員の範囲
 - (2) 条例第 5 条第 2 項本文の定めるところに従うことが困難である理由
 - (3) 週休日及び勤務時間の割振りの基準の内容
- 3 任命権者は、条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めを変更する場合には、変更の内容及び理由を記載した文書により、人事委員会と協議するものとする。
- 4 任命権者は、条例第 5 条第 2 項ただし書の規定により人事委員会と協議した週休日及び勤務時間の割振りについての定めによる必要がなくなった場合には、速やかにその旨を人事委員会に報告するものとする。

第 2 週休日の振替等関係

- 1 規則第 3 条第 2 項の人事委員会が別に定める場合は、1 回の勤務に割り振られている勤務時間が 7 時間 45 分である職員について、2 回の同条第 3 項に規定する半日勤務時間の割振り変更（第 2 において「半日勤務時間の割振り変更」という。）を

もって1日の週休日を振り替える場合とする。

- 2 一の週休日について、規則第3条第3項に規定する週休日の振替（第2において「週休日の振替」という。）及び半日勤務時間の割振り変更の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。
- 3 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 4 半日勤務時間の割振り変更を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該半日勤務時間の割振り変更が行われる職員の通常の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲内に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 5 条例第4条第1項又は第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員にあっては、規則第6条第2項に規定する休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更は行わないものとする。
- 6 任命権者は、条例第6条の規定に基づき条例第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）に週休日の振替等を行う場合には、当該育児短時間勤務職員等に対する条例第8条第2項の規定に基づく正規の勤務時間以外の時間における勤務については、同項ただし書の規定により他の職員よりも厳格な要件が定められていることに留意するものとする。
- 7 規則第3条第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。
- 8 週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行った場合における規則第5条第2項の職員への通知は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更により勤務することを命ずる日の勤務時間帯等の基準をあらかじめ定め、職員に周知している場合には、当該事項について記載を省略することができる。
 - (1) 週休日の振替を行った場合
 - ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間及び休憩時間
 - イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
 - ウ 週休日に変更した日
 - (2) 半日勤務時間の割振り変更を行った場合
 - ア 新たに勤務することを命ずることとなった日並びにその日の正規の勤務時間及び休憩時間
 - イ 新たに勤務することを命ずることとなった日の勤務の内容
 - ウ 勤務時間を割り振ることをやめることとなった日及びその日の勤務時間を割り振ることをやめた後の正規の勤務時間

第3 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限関係

- 1 条例第9条第1項及び第2項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。
- 2 条例第9条第1項の「深夜における勤務をさせてはならない」とは、常勤の職員（育児短時間勤務職員等を除く。）又は規則第8条第2項に規定する再任用短時間勤務職員等（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）にあっては、深夜において、勤務時間を割り振ってはならないこと並びに条例第8条第1項及び第2項に規定する勤務を命じてはならないことをいい、育児短時間勤務職員等にあっては、深夜において勤務時間を割り振ってはならないことをいう。
- 3 条例第9条第2項の「業務を処理するための措置」とは、業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置をいい、同項の「災害その他避けることのできない事由」とは、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的に見て避けられないことが明らかなものをいう。
- 4 条例第9条第3項の「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。
- 5 規則第8条の4第1項第4号及び第8条の7第1項第3号の「同居しないこと」とは、深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限をすることとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれることをいう。
- 6 深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限の請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。
- 7 深夜勤務の制限の請求は、できる限り長い期間について、また、時間外勤務の制限の請求は、制限が必要な期間について一括して行うものとする。

第4 時間外勤務代休時間関係

規則第8条の9第4項の「連続する勤務時間」には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間が含まれる。

第5 年次有給休暇関係

- 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の年次有給休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。
- 2 規則第10条第1項の「労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数」は、育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員等について次のとおりとなる。
 - (1) 規則第10条第1項第1号に規定する斉一型短時間勤務職員である場合
別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄の

継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- (2) 規則第10条第1項第2号に規定する不斉一型短時間勤務職員である場合

別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数の区分又は中欄の1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄の継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- (3) (1)及び(2)にかかわらず、条例第3条第3項又は第4項の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が30時間以上である場合

別表第1の上欄の1週間の勤務日の日数が5日の区分の下欄の継続勤務期間の区分ごとに定める日数

- 3 規則第10条第2項第1号の「人事委員会が別に定める日数」は、同条第1項本文の規定を適用して得られる日数に別表第2に定める職員となった月に係る係数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が2に定める日数を下回る場合には、2に定める日数とする。

- 4 規則第10条第2項第2号の「人事委員会が別に定める日数」は、国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者が職員となった月に応じた3に定める日数（当該日数が当該年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数）から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

- 5 規則第10条第3項の「採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者」は、定年等による退職後相当期間を経過しないで採用された者をいう。

- 6 条例第13条第1項第3号の引き続き職員となった者とは、人事交流等により採用された者及び条例が適用される職員以外の職員から条例が適用される職員に異動した者をいう。

- 7 規則第10条第4項の「人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの」は、特別の法律の規定により、国家公務員退職手当法第7条の2の規定の適用について、同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人とする。

- 8 規則第10条第5項の「人事委員会が別に定める日数」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 1月から8月までの間に職員となった者 職員となった日の属する年（暦年をいう。8において同じ。）における国家公務員等として在職した期間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第45号。8において「職員条例」という。）第2条に規定する職員（8において「職員条例に規定する職員」という。）として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に12分の8を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）に、職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が職員となった日の属する年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得ら

れる日数)を加えて得た日数(当該日数が職員となった日の属する年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数)から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が0日を下回る場合には、0日)

- (2) 9月から12月までの間に職員となった者 職員となった日の属する年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に12分の20を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)に、職員となった日の属する年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該日数が職員となった日の属する年の前年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号又は第2号の規定を適用した場合に得られる日数を超えるときは、当該得られる日数)を加えて得た日数(当該日数が職員となった日の属する年において既に付与された日数を下回る場合には、当該既に付与された日数)から、職員となった日の属する年において職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(当該日数が職員となった日の属する年における国家公務員等として在職した期間を職員条例に規定する職員として在職したものとみなして職員条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に、2を乗じて得た日数を超える場合には、当該2を乗じて得た日数)

- 9 再任用職員又は条例第3条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(9において「再任用職員等」という。)に関し勤務形態が変更される場合の当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数とする。

- (1) 当該年の初日に勤務形態の変更があった場合 同日において勤務形態の変更があった日における再任用職員等となったものとみなして条例第13条第1項第1号の規定を適用した場合に得られる日数に、当該年の前年における年次有給休暇の残日数を加えて得た日数

- (2) 当該年の初日後に勤務形態の変更があった場合 当該年の初日において条例第13条第1項第1号の規定により得られる日数に、当該年の初日から勤務形態の変更があった日の前日までの期間の月数(1月に満たないときは、1月)を12で除した数を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)と当該勤務形態の変更があった日において同日における再任用職員等となったものとみなして同項第2号の規定を適用した場合に得られる日数を合計して得た日数(当該日数が当該年の初日において同項第1号の規定により得られる日数を下回る場合は、当該得られる日数)に、当該年の前年における年次有給休暇の残日数を加えて得た日数から、当該年において当該勤務形態の変更があった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数

- 10 条例第13条第2項の規定により繰り越された年次有給休暇がある職員から年次

有給休暇の請求があった場合は、繰り越された年次有給休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

- 11 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第5条の規定により職務に復帰した職員に係る復帰時の年次有給休暇については、職員派遣前から復帰後にかけて継続勤務をしているものとして年次有給休暇を付与するものとする。

第6 病気休暇関係

- 1 「労働安全衛生法第68条の規定に基づく厚生労働省令で定める疾病」とは次に掲げるものをいい、勤務することによって病勢が増悪するもの又は他の職員に感染のおそれのあるものについては、これらにかかっている期間は、就業を禁止しなければならない。

ただし、(1)に掲げる疾病にかかっている者について、伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

なお、これらの疾病で就業禁止の処分をするときは、医師又は衛生管理者の意見に従い決定しなければならない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病
 - (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるもの
 - (3) 上記に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定めるもの
- 2 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条、第8条、第19条、第20条、第26条、第46条及び第53条の規定に基づく入院の期間」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する1類感染症、2類感染症及び指定感染症の患者、新感染症の患者及び所見のある者並びに疑似症患者及び無症状病原体保有者が、感染症指定医療機関等へ知事により勧告及び措置される入院の期間をいう。
 - 3 「前2号に規定するもの以外の疾病又は負傷」の場合

- (1) 休暇請求の要件

職員が病気休暇を請求する場合必ず医師の診断を受け疾病、負傷の認定及び療養休暇の期間の指定を受けなければならない。

- (2) 休暇承認の要件

休暇期間が6日を超える場合は、医師の診断書を徴し、6日を超えない場合は診断書等によることなく医師に指示された期間を申し出させる程度をもって承認することができる。

- 4 「公務による疾病又は負傷及び通勤による疾病又は負傷」の場合

規則第11条第1項第3号により医師の指示する最小限度必要とする期間である。ただし、その期間中地方公務員法第28条の規定（分限）による休職を命ずることはさまたげない。

- 5 再任用職員の病気休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場

合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第7 特別休暇関係

1 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等

「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。

2 女性職員の生理休暇

(1) 「生理日において勤務が著しく困難である者」について

女性職員から生理日の勤務が困難であるとして休暇の請求があった場合にはこれに該当させ、特に証明を求める必要はない。

(2) 休暇期間

生理のつど生理休暇として認められる期間は2日までとし、2日を超える期間については病気休暇とする。

3 職員の分べん

(1) 産前

職員の請求が条件となり、医師等の証明する出産予定日以前8週間目（多胎妊娠の場合は14週間目）にあたる日より請求があれば出産の日まで就業させてはならない。

(2) 産後

産前の場合のように当該職員の請求を条件とするものではなく、産後8週間は請求の有無を問うことなく就業させてはならない。

(3) 出産の範囲

出産は妊娠4か月以上（1か月は28日計算であり4か月以上とは85日以上のことである。）の分べんとし、生産のみならず死産、流産、妊娠中絶を含むものとする。

従って、流産、妊娠中絶の場合その日が妊娠4ヶ月以後、産前8週間以前であれば産前休暇の請求は生じえないが、産後8週間は就業を禁止しなければならない。

4 育児

(1) 「生後1年6月に達しない生児」とは

生児とは実子及び養子をいう。また生後1年6月の計算については民法の一般原則によるものとする。

(2) 1日2回1回45分

45分は職員が生児に面接し授乳等の世話をするために要する時間であるが、往復時間は別に与えることが望ましい。

(3) 請求

ア 職員の請求によって与えるものであるが、女性職員については、請求のない場合も積極的に与えることが望ましい。

イ 請求の時間が勤務時間の始めあるいは終わりであっても与えなければならない。

5 社会に貢献する活動

(1) 「相当規模の災害」とは、

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害をいう。

(2) 「被災地又はその周辺の地域」とは、

被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいう。

(3) 「その他の被災者を支援する活動」とは、

居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

(4) 「人事委員会が定めるもの」とは、

次に掲げる施設とする。

ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（ウ及びキに掲げる施設を除く。）、同条第26項に規定する地域活動支援センター並びに同条第27項に規定する福祉ホーム

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設及び情緒障害児短期治療施設

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設

キ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

ク 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校

ケ アからクまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であると任命権者が認めるもの

(5) 「その他の日常生活を支援する活動」とは、

身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

(6) 「国際交流団体」とは、

公益財団法人高知県国際交流協会に「国際交流関係団体」として登録された団

体及びそれに準ずる団体をいう。

(7) 「公的団体」とは、

国又は地方公共団体及びその機関をいう。

(8) 「その他外国人を支援する活動」とは、

語学を活かした案内等直接的な援助をいう。

6 父母、配偶者及び子の祭日

(1) 規則第12条第1項の表20の項の人事委員会が定める年数は、15年とする。

(2) 「父母」とは、実父母又は養父母に限る。

(3) 「祭日」とは、父母等を追悼するため、社会一般の慣習に従って法要等の特別な行事が行われる日をいい、その主なものは、次に掲げるとおりである。

ア 神道における祭日

10日祭（命日を入れて10日目）

50日祭（命日を入れて50日目）

1年祭（満1年目の命日）

3年祭（満2年目の命日）

5年祭（満4年目の命日）

10年祭（満9年目の命日）

イ 仏教における祭日

49日（命日を入れて49日目）

1周忌（満1年目の命日）

3回忌（満2年目の命日）

7回忌（満6年目の命日）

13回忌（満12年目の命日）

ウ キリスト教には、特定の祭日はない。

7 忌引

(1) 血族関係

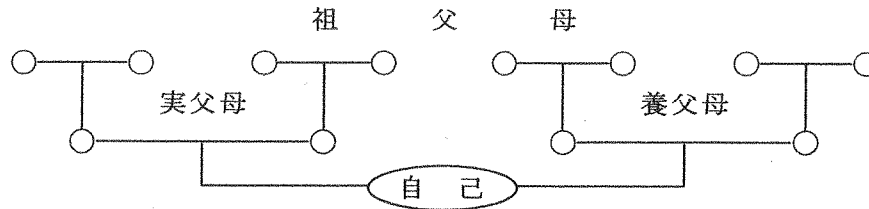
ア 「血族」とは

血統の連絡があるもの（自然血族）若しくは血統の連絡があると法律上みなされている者（法定血族、民法第727条、第809条）である。

「法定血族」とは

養子縁組による血族関係であり、職員が養子である場合は自然血族関係（実父母を中心とした血族関係）は続くとともに、新たに法定血族関係（養父母を中心とした血族関係）が生じ親族数は、自然血族と法定血族を合わせた数となり、多数となる。

イ 養子の場合の血族関係（祖父母、父母を表す。）



*養父母は必ずしも2人でなく養父、養母いずれか1人の場合もある。

(2) 姻族関係

ア 「姻族」とは

婚姻により夫婦の一方と他方の血族との間に生ずる親族関係である。

一方の血族と他方の血族とは姻族にはならない。従って職員の実子の配偶者の血族とは姻族関係は生ぜず休暇は与えられない。(養子の場合は養子の自然血族(実父母、実兄弟等)とも親族関係は生じない。)

イ 「配偶者の父母又は父母の配偶者」とは

配偶者の父母(養父母を含む。)と職員の父母(養父母を含む。)の配偶者(職員と血族関係のないもの、すなわち父の後妻、母の後夫である。)である。

ウ 「配偶者の子又は子の配偶者」とは

配偶者の子(職員と血族関係のないもの、すなわち先夫、先妻の実子及び配偶者の養子)と職員の子(養子を含む。)の配偶者である。

エ 「配偶者の祖父母又は祖父母の配偶者」とは

配偶者の祖父母(配偶者が養子である場合も含む。)と職員の祖父母の配偶者(職員と血族関係のないもの、すなわち祖父の後妻、祖母の後夫である。)である。

(3) 備考関係

ア 「代襲相続」とは

推定相続人たる被相続人の子又は兄弟姉妹が相続開始前に死亡し又はその相続権を失った場合、その者の子がその者と同順位においてなす相続であり、孫が父母に代り祖父母の相続人となる場合とおい又はめいが父母に代りおじ又はお婆の相続人となる場合である。

イ 「祭具等の承継」とは

民法第897条の規定によるものであり相続制度の趣旨が祖先の祭をなすことにあった最も古い相続制度であり(祭祀相続ともいう。)、今日もなおこの制度は慣習として残っており、いわゆる農村の跡取りといわれている場合のように祖先の仏壇、祭壇等の承継を受けたものである。

ウ 「父母及び子に準ずる」とは

ア及びイで述べたように、職員が父母に代り祖父母の相続人となり祭具等の承継を受けた場合は父母に準じ7日間の休暇を、職員が父母に代りおじ又はお婆の相続人となり祭具等の承継を受けた場合は子に準じ7日間の休暇を、それぞれ与えてもよいとの意味である。

- 8 規則第12条第1項の表9の項に規定する妊娠の期間、同表13の項に規定する12の項に規定する承認を与える期間、同表14の項に規定する出産するため病院に入院す

る等の日から出産の日以後2週間の期間又は同表16の項、17の項若しくは19の項に規定する一の年の初日から末日までの期間（8において「対象期間」という。）内において、規則第10条第6項各号又は第5の9に規定する場合に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。8において「該当日」という。）における規則第12条第3項に規定する特定休暇（8において「特定休暇」という。）の日数及び時間数は、次に掲げる場合に依り、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日において8の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について8の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

(1) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がない場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数を減じて得た日数

(2) 対象期間の初日から該当日の前日までの間に使用した特定休暇の日数に1日未満の端数がある場合 対象期間の初日における特定休暇の日数から、同日から該当日の前日までの間に使用した当該特定休暇の日数（当該端数を切り上げた日数）を減じて得た日数及び該当日において規則第12条第5項の規定により得られる時間数から当該端数の時間数を減じて得た時間数（当該時間数に1時間未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た時間数とし、当該時間数が0を下回るときは0とする。）

- 9 再任用職員の特別休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第8 介護休暇関係

- 1 条例第16条第2項の規定は、同条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護を必要とする状態が引き続いている間において、介護休暇が1回の連続する6月の期間内で認められるという趣旨である。

- 2 条例第16条第2項の「6月の期間」は、同項に規定する一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けた期間の始まる日を起算日として、民法第143条の例により計算するものとする。

- 3 介護休暇の請求は、できるだけ多くの期間について一括して行うものとする。

- 4 再任用職員の介護休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

第9 組合休暇関係

再任用職員の組合休暇については、再任用後の勤務が定年等による退職以前の勤務と継続するものとする。

ただし、再任用が定年等による退職後相当期間を経過した後においてなされた場合には、新たに任期の定めのある職員として採用したものとして取り扱うものとする。

別表第 1

1 週間の勤務日の日数		2 日	3 日	4 日	5 日
1 年間の勤務日の日数		73 日～120 日	121 日～168 日	169 日～216 日	217 日以上
継続勤務期間	6 箇月以上 1 年 6 箇月未満	3 日	5 日	7 日	10 日
	1 年 6 箇月以上 2 年 6 箇月未満	4 日	6 日	8 日	11 日
	2 年 6 箇月以上 3 年 6 箇月未満	4 日	6 日	9 日	12 日
	3 年 6 箇月以上 4 年 6 箇月未満	5 日	8 日	10 日	14 日
	4 年 6 箇月以上 5 年 6 箇月未満	6 日	9 日	12 日	16 日
	5 年 6 箇月以上 6 年 6 箇月未満	6 日	10 日	13 日	18 日
	6 年 6 箇月以上	7 日	11 日	15 日	20 日

備考

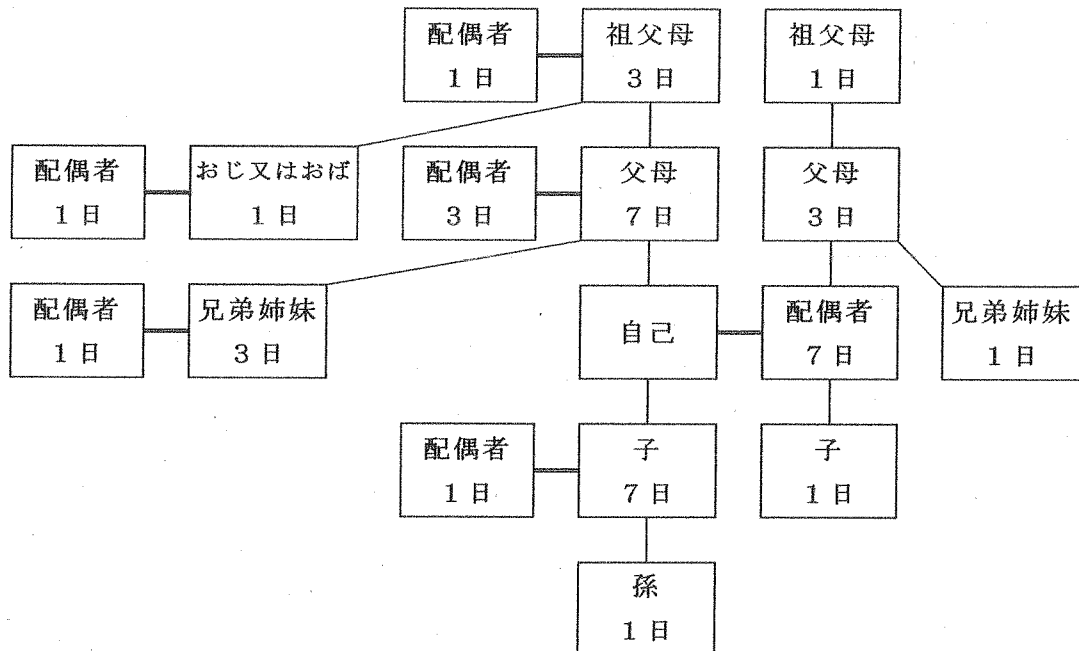
1 週間の勤務日の日数が同一である職員にあっては 1 週間の勤務日の日数の区分、1 週間の勤務日の日数が同一でない職員にあっては 1 年間の勤務日の日数の区分によること。

別表第 2

職員となった月	9 (1 日を除く) 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
係数	1	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

別表第3

親族図（忌引休暇の与えられるもの）



備考 日数は忌引休暇を与え得る最高日数を示す。

改正 平成7年3月24日6 高人委第353号人事委員長通知
 平成8年12月27日8 高人委第280号人事委員長通知
 平成10年3月26日9 高人委第282号人事委員長通知
 平成10年4月27日10 高人委第51号人事委員長通知
 平成11年3月25日10 高人委第326号人事委員長通知
 平成11年5月25日11 高人委第73号人事委員長通知
 平成11年10月26日11 高人委第194号人事委員長通知
 平成12年6月27日12 高人委第90号人事委員長通知
 平成12年12月11日12 高人委第214号人事委員長通知
 平成12年12月26日12 高人委第226号人事委員長通知
 平成13年3月21日12 高人委第275号人事委員長通知
 平成13年6月26日13 高人委第83号人事委員長通知
 平成14年3月28日13 高人委第274号人事委員長通知
 平成14年3月28日13 高人委第277号人事委員長通知
 平成15年3月28日14 高人総第312号人事委員長通知
 平成16年2月27日15 高人総第280号人事委員長通知
 平成18年8月24日18 高人総第177号人事委員長通知
 平成19年3月30日18 高人総第357号人事委員長通知
 平成19年12月14日19 高人総第243号人事委員長通知
 平成20年3月12日19 高人総第313号人事委員長通知
 平成20年11月19日20 高人委第24号人事委員長通知
 平成20年12月22日20 高人総第152号人事委員長通知
 平成21年3月27日20 高人総第215号人事委員長通知
 平成21年11月27日21 高人総第166号人事委員長通知
 平成22年3月26日21 高人総第239号人事委員長通知
 平成22年6月29日22 高人総第65号人事委員長通知
 平成23年10月18日23 高人総第120号人事委員長通知
 平成24年2月24日23 高人総第192号人事委員長通知
 平成24年3月30日23 高人総第223号人事委員長通知

○ボランティア休暇について

(平成8年12月27日8教義第1085号、8教高第1138号教育長通知)

改正 平成21年12月18日21高教政第1374号教育長通知

平成24年4月6日24高教福第4号教育長通知

このことについて、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」(平成6年12月21日人事委員会規則第48号)の一部が改正(平成8年12月27日付け県公報号外第36号に登載)され、ボランティア(社会に貢献する活動)休暇が新設されました。その内容及び取扱い、下記のとおりですので、職員に周知するとともに適正な運用をしてください。

なお、規則の運用について、別添のとおり人事委員会から通知がありましたので、併せて通知します。

記

1 内容

(1) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行うため、その勤務しないことが相当であると認められるとき、1の年において5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間について、特別休暇による取扱いとしたこと。

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設(別表)における活動

ウ 上記ア、イのほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動

(2) 施行日は、平成9年1月1日であること。

2 申請手続き

(1) 所定の「休暇承認願」に「ボランティア活動計画書」(別紙)を添付して申請すること。

(2) 「ボランティア活動計画書」(別紙)における「1活動期間」は、活動場所での実際の活動期間について記入すること。

また、活動期間と往復に要する期間が連続する場合で、これらを合わせた日数が5日の範囲内であれば、当該往復に要する期間についても休暇の対象となること。

3 運用上の注意事項

(1) ここでいう親族とは、民法第725条にいう親族である6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族であること。

(2) 「1の年」とは、1暦年をいい、「5日」の取扱いについては、暦日による。

(3) 時間単位で与えた休暇を日に換算する場合は、7時間45分(22.1.1改正施行)をもって1日とする。

ただし、休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを単位として与えるものであること。(22.1.1改正施行)

(4) 「報酬を得ない」とは、交通費等の実費弁償以外に活動の対価として金品を得るような場合はもちろん

のこと、いわゆるボランティア切符のような将来的な見返りを期待するような場合も休暇の対象とはならないという趣旨であること。

- (5) イ「施設(別表)における活動」とは、各施設によってボランティアの位置づけが区々であるが、当該施設においてボランティアが行うものとして位置づけられているものであればこの休暇の対象となること。

また、この休暇の対象となる活動からは「専ら親族に対する支援となる活動」は除外されているが、親族が入所または通所している施設における活動であっても、その活動が当該施設においてボランティアが行うものとして位置づけられているものであり、職員がボランティアとして参加するものであれば、この休暇の対象として差し支えないこと。

- (6) 別表中「ケ その他これに準ずる施設」とは、ア〜クに定めた施設以外で、身体上又は精神上の障害がある者の職業訓練等を目的として設置されている共同作業所等の施設のうち、利用定員が5人以上であり、かつ、利用者の作業指導等のため当該施設において常時勤務する者が置かれている施設をいう。

- (7) ウという活動は、主に居宅における活動をいい、「常態として・・・日常生活を営むのに支障のある」とは、その者にとっての普通の状態が日常生活を営むのに支障の生じているということであり、短期間で治癒するような負傷、疾病などにより支障の生じているものに対する看護等については、休暇の対象とならないこと。

- (8) 在宅の障害者等を支援する活動に仲介団体の紹介により参加する場合には、事前に当該障害者等の日常生活に支障の生じている状態を把握できないことがあり得るが、仲介団体がボランティア活動により支援を行う対象としている者については、「常態として・・・日常生活を営むのに支障のある」者に該当するものとみて、活動計画書の当該障害者の状態に関する記述は省略することができることとし、その活動が訪問介護等日常生活を支援するものであれば、休暇の対象として差し支えないこと。

- (9) この休暇を取得してボランティア休暇を行うに当たっては、地方公務員法等の規定に抵触することのないことはもちろん、地方公務員として行政の政治的中立性等の観点から、県民の誤解を招くことのないよう、十分注意すること。

- (10) ボランティア活動中の安全には十分注意を払う必要があるが、活動中の不慮の事故により、職員自身が負傷する場合や他人の物を破損してしまう可能性もあることから、あらかじめボランティア活動保険に加入しておくことが望まれること。

(別紙)

ボランティア活動計画書

所 属
氏 名

印

1 活動期間

平成 年 月 日 午前・午後 時から
平成 年 月 日 午前・午後 時まで

2 活動の種類

- ☐被災者への支援活動
☐社会福祉施設等における活動
☐その他の日常生活を支援する活動
☐外国人への支援活動

3 活動場所

施設名等：_____
所 在 地：_____
電話番号：_____

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名

☐有 ☐無

団 体 名：_____
電話番号：_____

6 備考

- 注) 1 「3活動場所」及び「4具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。
- 2 「3活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。
- 3 「6備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。

(別表) 「施設における活動」対象施設

根拠法律及び施設の種類	
ア	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設(ウ及びキに掲げる施設を除く。)、同条第26項に規定する地域活動支援センター並びに同条第27項に規定する福祉ホーム
イ	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設
ウ	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設及び情緒障害児短期治療施設
エ	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
オ	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設
カ	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設
キ	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
ク	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校
ケ	アからクまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であると任命権者が認めるもの